

共通仕様書

(自動販売機の設置条件)

1 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、みよし市（以下「本市」という。）が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸し付ける方法により行います。

2 貸付期間

別添特記仕様書で定めた貸付期間とし、貸付契約の更新は認めないものとします。（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）

3 貸付料

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料とします。ただし、契約期間中において税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、その施行日以降に納入する分の貸付料から旧税率に相当する額を差し引いたのち、新税率に相当する額を加算したものを契約金額とします。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等は全て設置事業者の負担とし、その方法については本市の指示に従っていただきます。
- (2) 本契約に基づき設置した自動販売機の光熱水費は、設置事業者の負担とする。この場合、設置事業者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより算定するものとします。
- (3) 光熱水費の支払いについては、専用メーターを使用し、本市が光熱使用量を確認し、その費用を算出（実績月の平均単価により算出）して納入通知書を送付しますので、その指定する期限までに全額納入してください。支払時期は原則として年2回（4月分から9月分までを10月、10月分から翌年3月分までを4月）としますが、貸付期間中に本契約を解除することとなった場合は、この限りではありません。
- (5) 電気・水道工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

5 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機種については、特記仕様書のとおりとし、かつ次に掲げる条件を満たしたものとします。

- (1) ノンフロン対応、ヒートポンプ機型省電力タイプ等環境に十分配慮した機種とすること。
- (2) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。新紙幣及び新貨幣への対応が可能となる機能を順次搭載または付帯すること。
- (3) 特記仕様書で定めた設置場所の寸法を超えないものとすること。
- (4) 調光機能を備えたものとし、施設の開館時間以外は照明を抑えるようにすること。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担

がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

(6) 販売増が見込める場合は、各種電子マネーに対応していることが望ましい。

6 販売品目について

- (1) 酒類・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目について特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定がない場合は、缶、ビン、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に本市と協議を行うこと。

7 利用上の制限について

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸をしないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

8 維持管理について

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する物品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置後は、定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 設置事業者は本市が指定する期日までに、月毎の売上げ実績を報告すること。

9 原状回復について

設置事業者は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することができません。

10 貸付料の納付

貸付料は、本市が発行する納入通知書により契約書に定める期日までに納付すること。

納入通知書は、原則年度ごとに作成する。年度ごとの納入額は貸付料の総額を均等割りにて算出することとし、割り切れない端数が生じた場合は、初年度の納入額に含むものとする。

【参考】自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区分	内 容
施設名称	みよし市緑と花のセンター
所在地	愛知県みよし市打越町三百目 153 番地
設置場所	特記仕様書のとおり
開館日及び 時間	開館日：月曜日及び12月28日から1月4日までを除く日 時 間：午前8時30分から午後5時まで
利用者数	利用者数： 概ね48,900人／年（令和5（2023）年度実績） 概ね46,700人／年（令和4（2022）年度実績）
令和5（2023）年度 自動販売機販売実績	4月：341本 5月：486本 6月：329本 7月：398本 8月：587本 9月：458本 10月：388本 11月：641本 12月：242本 1月：172本 2月：214本 3月：258本
その他	今回募集する自動販売機以外に、みよし市緑と花のセンター内に飲料水自動販売機はありません。